

平成26年3月7日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第40号

**「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキーム
における借手の会計処理等に関する実務上の取扱い
(案)」の公表**

コメントの募集

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に基づき実施する施策として、新たなスキーム(以下「本リース・スキーム」という。)によるリース取引が導入されました。これを受けて、企業会計基準委員会では、本リース・スキームによるリース取引について、これまで公表されている会計基準等における借手の会計処理等の取扱いを整理するとともに、必要と考えられる借手の会計処理等を明らかにすることを目的として、本リース・スキームに係る借手の会計処理及び開示の審議を行い、今般、平成26年2月24日の第282回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されましたので本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成26年5月7日(水)までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： lease2014@asb.or.jp

ファクシミリ： 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 範囲

本公開草案は、経済産業省が制定した「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」¹（平成26年3月3日制定）第3条第7号におけるリース契約に基づくリース取引であり、「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業実施要領」¹（平成26年3月3日制定）第4の4に基づき基金設置法人とリース事業者（貸手）により締結された先端設備等導入支援契約に基づくものに係る借手の会計処理等を対象とする。

■ 会計処理

➤ ファイナンス・リース取引の判定基準

- (1) 本リース・スキームにおいては、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、他のリース取引と同様に、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第5項の要件に基づいて判定すべきであり、具体的な判定は、リース適用指針第9項に従う。
- (2) 再リースに係るリース期間又はリース料を解約不能のリース期間又はリース料総額に含めるかどうかについては、その他のリース取引と同様に、リース適用指針第11項及び第12項に従う。
- (3) 本リース・スキームにおいて、リース取引開始日後にリース取引の契約内容が変更された場合（第2項(6)参照）、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定を再度行う。これ以外の場合、当該判定をリース期間中に再度行うことは要しない。

➤ 変動リース料

本リース・スキームに係る変動リース料については、リース取引開始日において、借手により示されている合理的な想定稼働量を基礎とした金額により、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）及びリース適用指針に定めるリース料総額に含めて取り扱い、次のような場合に考慮されることとなる。

- (1) ファイナンス・リース取引の判定
- (2) ファイナンス・リース取引と判定された場合の、リース資産及びリース債務として計上する価額の算定

¹ 以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.teitanso.or.jp/index>

なお、この取扱いは、本リース・スキームによるリース取引にのみ適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えるものではない。

➤ その他の事項

本公開草案に定めのない事項については、リース会計基準及びリース適用指針の定めに従って会計処理する。

■ 開示

➤ 変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引に係る注記

変動型（第2項(5)②参照）又はハイブリッド型（第2項(5)③参照）の本リース・スキームについてオペレーティング・リース取引と判定された場合、リース会計基準第22項に定める解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含める。

➤ その他の事項

本公開草案に定めのない事項については、リース会計基準及びリース適用指針の定めに従って開示する。

■ 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

以 上